

一般社団法人岡山障害者文化芸術協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人岡山障害者文化芸術協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を岡山市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地
に置くことができる。



第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、障害のある方とその支援者に対して、文化芸術活動と就
労を支援し、福祉の充実に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく障害福祉サービス事業
2. 前号に附帯する一切の事業

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場
所に掲示する方法により行う。

第3章 社員

(入社)

第 6 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会
の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 7 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を
支払う義務を負う。

(退社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 3 か月以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (4) 当該社員が死亡又は解散したとき

2 社員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 当法人は、社員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

(構 成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開 催)

第 12 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 13 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間(社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとしたときは、2週間)前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれに代わる。ただし、理事全員に事故があるときは出席社員の中からこれを選任することができる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第17条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面または電磁

的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第18条 理事が、社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録作成者は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会運営規則)

第20条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定めるものとする。

第5章 役 員

(役員の設置)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、専務理事を1名置くことができる。
- 3 代表理事以外の理事のうち、専務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の業務執行理事とする。
- 4 設立時理事は、本定款の附則において、設立時理事の中から当法人の設立に際して専務理事となる者（以下本定款において「設立時専務理事」という。）を選定することができる。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と法令で定める特殊の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬等は社員総会の決議において定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定めるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時専務理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 越宗孝昌

末光茂

阪本文雄

設立時代表理事 越宗孝昌

設立時専務理事 阪本文雄

設立時監事 萩原義文

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

岡山県赤磐市西窪田538番地 越宗孝昌

岡山市中区高島新屋敷221番地7 末光茂

岡山県笠岡市笠岡4039番地8 阪本文雄

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令によるものとする。